# 地域の企業のみなさまへ

# 25年度税制改正のご紹介

平成25年5月経済産業省

8

- 1設備投資をしたい2~32従業員の給料を上げたい43研究開発投資を行い優遇税制を利用したい54円滑に事業継承したい6
- その他の注目施策
- 6 孫に教育資金を一括譲渡したい 9

販売促進活動を強化したい

政府は、平成25年1月11日に、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」をとりまとめ、その裏付けとなる平成24年度補正予算が国会で成立したところです。また、同年1月29日に平成25年度の予算案と税制改正大綱を閣議決定し、このたび、25年度税制改正法案が国会で了承されました。

この冊子では、業種を問わず、企業経営者の方々に幅広く知っていただき たい具体的な施策を分かりやすくご紹介いたします。

詳細については、まだ決定しておりませんので、改めて分かりやすくお伝えしていきます。

最新版は当省のホームページ(下記のURL)をご覧ください。



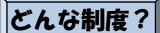
HP:

http://www.meti.go.jp/press/2013/05/2 0130501001/20130501001-2.pdf

## 1. 設備投資をしたい

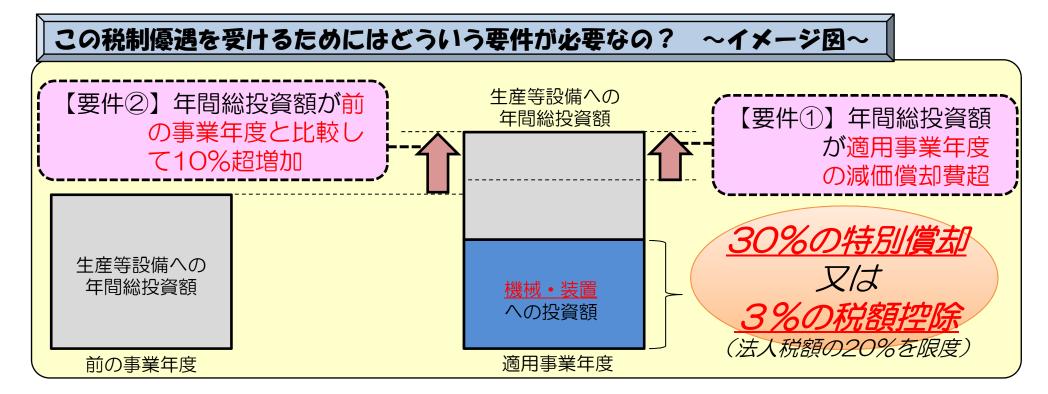
### (1) 設備投資を増やすと税制の優遇があります。

【特別償却:30%、税額控除:3%(法人税額の20%を限度)】



設備投資を増やすと、新たに取得した機械・装置について、特別償却又は税額控除が受けられます。 (平成26年度末までの2年間)





生産等設備:事業に直接用いられる有形減価償却資産(生産設備に加え、工場の建屋やその付属設備等も対象になります。 ただし、本店、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設等を除きます。)

### 最寄の経済産業局までお問い合わせください。



北海道経済産業局	地域経済課	011-709-1782
東北経済産業局	地域経済課	022-221-4876
関東経済産業局	地域経済課	048-600-0253
中部経済産業局	地域経済課	052-951-8457
北陸支局	総務課	076-432-5588
近畿経済産業局中国経済産業局四国経済産業局九州経済産業局沖縄総合事務局	地域経済課 地域経済課 地域経済課 地域経済課 地域経済課	06-6966-6011 082-224-5684 087-811-8513 092-482-5430 098-866-1730

## 1. 設備投資をしたい

### (2)店舗改装などの設備投資をすると税制の優遇があります。

【特別償却:30%、税額控除:7%(法人税・所得税額の20%を限度)】

#### どんな制度?

商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等が建物付属設備(1台60万円以上)又は、器具・備品(1台30万円以上)を取得した場合に、特別償却又は額控除が受けられます。(平成26年度末まで2年間)



※税額控除は個人事業者又は資本金3000万円以下の法人のみ選択できます

#### この税制優遇を受けるためにはどういう要件が必要なの? ~イメージ図~

#### 【要件①】

青色申告書を提出する個人事業者または資本金1億円以下の中小企業等で商業・ サービス業・農林水産業を営む方





認定経営革新等支援機関、商工会議所、 商工会、都道府県中小企業団体連合会 商店街振興組合連合会 等

30%の特別償却 又は、 7%の税額控除

### 最寄の経済産業局までお問い合わせください。



北海道経済産業局 東北経済産業局 関東経済産業局 中部経済産業局 北陸支局

業局 中小企業課 中小企業課 産業振興課 中小企業課 中小企業課 一十分主義 中小企業課 総務課

近畿経済産業局中国経済産業局四国経済産業局九州経済産業局沖縄総合事務局

中小企業課 中小企業課 地域経済課 流通・サービス産業課 地域経済課 011-709-3140 022-221-4922 048-600-0303 052-951-2748

076-432-5588

06-6966-6023 082-224-5661 087-811-8513 092-482-5455 098-866-1730

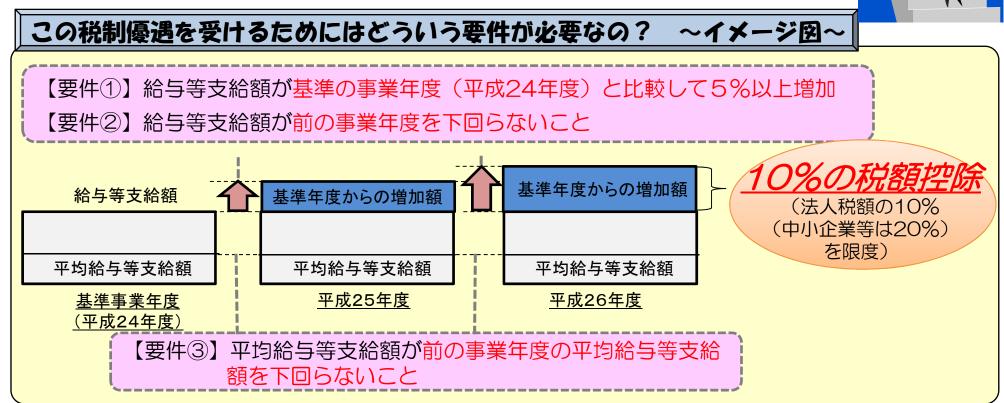
## 2. 従業員の給料を上げたい

### (1) 従業員の給料を上げる企業に税制の優遇があります。

【税額控除:給与等増加分の10%(法人税額の10%(中小企業等は20%)を限度)】

どんな制度?

給料等支給額を上げた企業は、税額控除が受けられ ます。(平成27年度末までの3年間)



給与等支給額:国内雇用者に対して支給する俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の額(退職金は対象外です。)で 適用事業年度で損金算入されるもの。

平均給与支給額:給与等支給額を支給対象者(賃金台帳に記載された者で、日雇いでないアルバイトを含みます。)の人数で割ったもの。

### 最寄の経済産業局までお問い合わせください。



沖縄総合事務局

北海道経済産業局	地域経済課	011-709-1782
東北経済産業局	地域経済課	022-221-4876
関東経済産業局	地域経済課	048-600-0253
中部経済産業局	地域経済課	052-951-8457
北陸支局	総務課	076-432-5588
近畿経済産業局	地域経済課	06-6966-6011
中国経済産業局	地域経済課	082-224-5684
四国経済産業局	地域経済課	087-811-8513
九州経済産業局	地域経済課	092-482-5430

地域経済課

098-866-1730

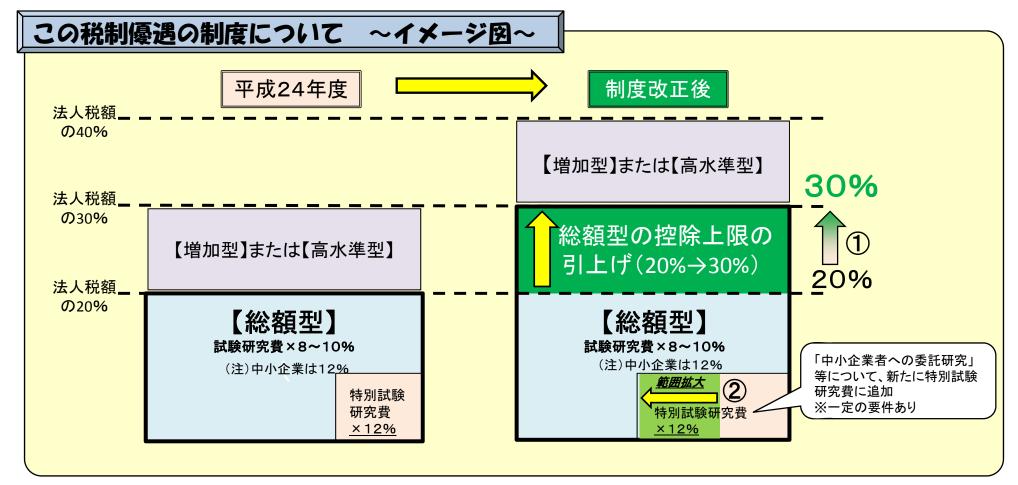
## 研究開発投資を行い優遇税制を利用したい

### (1)研究開発を行う企業の税制優遇が充実します。

#### どんな制度?

企業の試験研究費の一定割合(中小企業者は控除率12%)を法人税額から控除 出来る制度を次のとおり充実させました。

- ①控除上限を法人税額の20%から30%に引き上げ(平成25・26年度)
- ②特別試験研究費(控除率12%)に「中小企業者への委託研究」等を追加



### 最寄の経済産業局までお問い合わせください。



北海道経済産業局 産業技術課 011-709-5441

東北経済産業局 産業技術課 022-221-4897 (研究開発税制全般)

> 中小企業課 022-221-4922 (中小企業技術基盤強化税制)

地域経済課 048-600-0253 関東経済産業局

中部経済産業局

産業技術・人材・情報政策課 052-951-2774

北陸支局 総務課 076-432-5588

近畿経済産業局 産業技術課 06-6966-6017

地域経済課 中国経済産業局 082-224-5684 四国経済産業局 地域経済課 087-811-8513

九州経済産業局 技術企画課 092-482-5461 (研究開発税制全般)

> 技術振興課 092-482-5464(中小企業技術基盤強化税制)

沖縄総合事務局 地域経済課 098-866-1730

## 4. 円滑に事業継承したい

### (1) 事業承継税制を拡充します。

#### どんな制度?

中小企業の後継者の方が、現経営者から会社の株式を承継 する際の、相続税・贈与税の軽減(相続:80%分、贈与: 100%分)制度です。



#### どのように拡充されるの?(一部を除き平成27年1月から施行)

(1)事前確認の廃止 ~手続の簡素化

制度利用の前に、経済産業大臣の 現在 「事前確認」を受ける必要あり。

事前確認を受けていなくても

(2)親族外承継の対象化 ~親族に限らず適任者を後継者に

後継者は、現経営者の親族に限定。

平成27年1月~

親族外承継を対象化。

(3)雇用8割維持要件の緩和 ~毎年の景気変動に配慮

雇用の8割以上を「5年間毎年」維持。

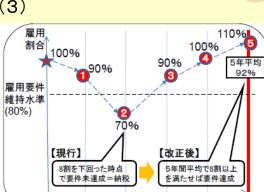
雇用の8割以上を

「5年間平<u>均」</u>で評価。

事前確認手続



(3)



(4)納税猶予打ち切りリスクの緩和

#### ~利子税負担を軽減

要件を満たせず納税猶予打ち切りの際は、納税猶予額に加え<u>利子税の支払い</u>が必要。

利子税率の引下げ(現行2.1%→0.9%)。 承継5年超で、5年間の利子税を免除。

#### ~事業の再出発に配慮

相続・贈与から5年後以降は、 後継者の死亡又は会社倒産 により納税免除。



民事再生、会社更生、中小企業再生支援協 議会での事業再生の際にも、納税猶予額を 再計算し、一部免除。

(5)役員退任要件の緩和 ~現経営者の信用力を活用

贈与時の役員退任要件を代表者退任要件に。 現経営者は、贈与時に役員を退任。 平成27年1月~ (有給役員として残留可)

(6)債務控除方式の変更 ~債務の相続があっても株式の納税猶予をフル活用できるように

猶予税額の計算で現経営者の個人債務・ 葬式費用を株式から控除するため、猶予 税額が少なく算出。



平成27年1月~

|現経営者の個人債務・葬式費用を 株式以外の相続財産から控除。

※ 既に事業承継税制を利用されている方も適用可能です。

# 4. 円滑に事業継承したい

### (1) 事業承継税制を拡充します。

## 最寄の経済産業局までお問い合わせください。



北海道経済産業局	中小企業課	011-709-3140
東北経済産業局	中小企業課	022-221-4922
関東経済産業局	中小企業課	048-600-0323
中部経済産業局	中小企業課	052-951-2748
北陸支局	総務課	076-432-5588
近畿経済産業局	中小企業課	06-6966-6023
中国経済産業局	中小企業課	082-224-5661
四国経済産業局	中小企業課	087-811-8529
九州経済産業局	中小企業金融室	092-482-5448
沖縄総合事務局	中小企業課	098-866-1755

## 5. 販売促進活動を強化したい

### (1) 中小法人の交際費課税の特例を拡充します。

#### どんな制度?

中小法人は、800万円/年を上限に交際費をすべて損金算入できるようになります。(平成25年度末まで1年間)



# この税制優遇を受けるためにはどういう要件が必要なの? ~イメージ図~

#### 【要件】

資本金1億円以下の中小企業等であること

※ただし、資本金5億円以上の法人等の100% 子法人は除からます。



- ※また、次の①~③の要件を満たす飲食費については、交際費等から除かれます。 800万円までとは別に費用として損金算入できます。
- ①社内飲食費ではないこと
- ②1人当たり5,000円以下の支出であること
- ③日付け・参加者・人数・金額・飲食店名などを記載した書類を保存しておくこと

## 最寄の経済産業局までお問い合わせください。



東北経済産業局関東経済産業局	中小企業課産業振興課	022-221-4922
中部経済産業局	中小企業課総務課	052-951-2748
北陸支局近畿経済産業局	心的缺少。	076-432-5588
中国経済産業局	中小企業課	082-224-5661
四国経済産業局九州経済産業局	地域経済課中小企業課	087-811-8513 092-482-5447
沖縄総合事務局	中小企業課	098-866-1755

北海道経済産業局 中川企業課 011-709-3140

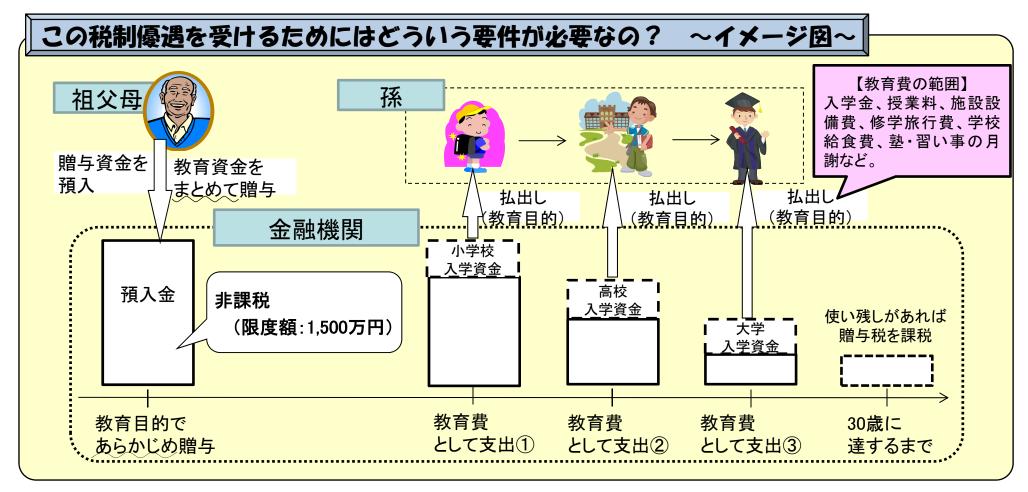
## 6. 孫に教育資金を一括贈与したい

#### どんな制度?

孫への教育資金の一括贈与が1500万円まで 非課税になります。

(平成27年12月31日までの3年間)





#### どう申請するの?

#### 必要な書類

- ①教育資金非課税申告書
- ②贈与契約書など贈与の事実及び年月日を証する書類の写し
- ③受贈者の戸籍の謄本や住民票の写しなどで受贈者の氏名、 生年月日、住所及び贈与者との続柄を証する書類

など

- ①の様式が掲載されているURL
- URL: <a href="http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/sozoku-zoyo/annai/201304\_01.htm">http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/sozoku-zoyo/annai/201304\_01.htm</a>
  →教育資金非課税申告書は、金融機関を経由して納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。
- ◆ 国税庁ホームページにて「祖父母などから教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の 非課税制度のあらまし」などについて(以下URLをご覧下さい)を開設しています。
- URL: <a href="http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/sozoku-zoyo/201304/01.htm">http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/sozoku-zoyo/201304/01.htm</a>
- ◆ 文部科学省のホームページにて「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」 (以下URLをご覧下さい)を開設しています。
- URL: http://www.mext.go.jp/a\_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm

# 6. 孫に教育資金を一括贈与したい

## 最寄の経済産業局までお問い合わせください。



## 問い合わせ先

北海道経済産業局	地域経済課	011-709-1782
東北経済産業局	地域経済課	022-221-4876
関東経済産業局	地域経済課	048-600-0253
中部経済産業局	地域経済課	052-951-8457
北陸支局	総務課	076-432-5588
近畿経済産業局	地域経済課	06-6966-6011
中国経済産業局	地域経済課	082-224-5684
四国経済産業局	地域経済課	087-811-8513
九州経済産業局	地域経済課	092-482-5430
沖縄総合事務局	地域経済課	098-866-1730